

東京医科歯科大学生体材料工学研究所規則

〔平成16年4月1日〕
規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、東京医科歯科大学生体材料工学研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、生体に用いられる物質及び材料並びに生体工学に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(研究部門)

第3条 研究所に、次の研究部門を置く。

材料科学研究部門

医療工学研究部門

創薬科学研究部門

プロジェクト研究部門

2 前項に掲げる部門のほか、研究所に医歯理工融合研究イノベーションセンターを置く。

3 前項のセンターは、難治疾患研究所と連携する。

4 第2項に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 研究所に、組織運営規程第18条第2項に定める所長のほか、次の職員を置く。

教授

准教授

講師

助教

一般職員

(所長)

第5条 所長は、研究所の所務を総理する。

(教授会)

第6条 研究所に置かれる教授会の組織及び運営については、国立大学法人東京医科歯科大学教授会通則（平成16年規則第5号。これに基づく内規を含む。）の定めるところ

による。

(事務組織)

第7条 研究所の事務を処理するための事務組織及びその事務分掌については、国立大学法人東京医科歯科大学事務組織規則（平成16年規則第6号）及び国立大学法人東京医科歯科大学事務分掌規則（平成16年規則第100号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄

（施行期日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日規則第31号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第32号）

この規則は、平成27年3月24日から施行し、平成27年3月1日から適用する。

附 則（令和4年4月11日規則第75号）

この規則は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月27日規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。